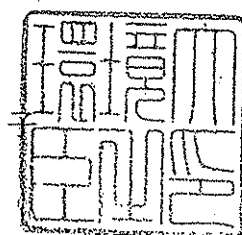




諮問第121号
環管大発第040701001号
平成16年7月1日

中央環境審議会会長代理
山本良一殿

環境大臣
小池百合



揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に
当たって必要な事項について（諮問）

標記について、環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について、貴審議会の意見を求める。」

〔諮問理由〕

本年2月に貴審議会からなされた意見具申「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のあり方について」を踏まえ第159回国会に提出していた大気汚染防止法の一部を改正する法律案（平成16年法律第56号）が成立し、本年5月26日に公布された。

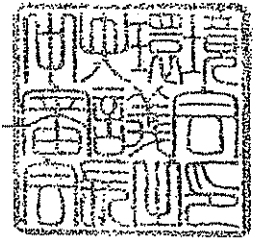
これを受けて、揮発性有機化合物排出施設の指定、排出基準値の設定等同法に規定するVOCの排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第199号
平成16年7月1日

中央環境審議会大気環境部会
部会長 池上 詢 殿

中央環境審議会
会長代理 山本 良



揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に
当たって必要な事項について（付議）

平成16年7月1日付け環管大発第040701001号をもって、環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、大気環境部会に付議する。